弁理士登録公告

平成23年７月20日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登録	登録番号	氏名
月日		
7月20日	17855	仁井田大輔
7月20日	17856	澤田　雄二

登録抹消	登録番号	氏名	事由
年月日			
平成23年6月16日	06479	田代　初男	死亡抹消
平成23年7月9日	15318	古賀由美子	申請抹消
平成23年7月11日	16356	佐藤　恭子	〃

弁理士数　9,130名
（平成23年７月20日現在）
日本弁理士会
平成23年８月８日

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成23年７月20日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付記	登録番号	氏名
月日		
7月20日	15190	坂元　徹

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,576名
（平成23年７月20日現在）
日本弁理士会
平成23年８月８日

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別男、推定60～80歳

上記の者は平成23年７月13日午前６時頃、さいたま市大宮区天沼町１丁目378番地先見沼代用水西縁（推定）にて死亡しているのを通行人が発見したものである。

死亡日時は平成23年７月初旬頃と推定される。

遺体は、平成23年７月22日に火葬し、遺骨は市で保管した。

お心当たりの方は、当市大宮区福祉課までお知らせください。

平成23年８月８日

埼玉県　さいたま市長　清水　勇人

公示送達

上川都市計画事業上川駅周辺地区土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成23年８月８日

上川都市計画事業
上川駅周辺地区土地区画整理事業
施行者　上川町
代表者　上川町長　佐藤　芳治

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名（住所の記載のない者は住所不詳。）
(1)　伊賀　長盛
(2)　福村　興　（持分２分の１）

2　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、本事業施行地区の換地計画において定められたあなたの関係事項については、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、北海道上川郡上川町中央町98番地５の「森のテラス　ヌプリ」にある掲示板において掲示する。

教示１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に上川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に上川町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年七月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日
北海道釧路市城山一丁目一三番二号
富士ビジネス株式会社
代表清算人　増子　康夫

解散公告

当社は、平成二十三年七月七日開催の株主総会の決議により解散したしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十三年八月八日
福島県二本松市若宮一丁目九三番地の一
日特産業有限会社
清算人　加茂　茂一

解散公告

当社は、平成二十三年七月十五日開催の株主総会の決議により解散したしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日
千葉市稲毛区園生町一一六番地の五
有限会社千葉教友保険センター
清算人　小川　尚志

解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により解散したしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日
千葉県いすみ市苅谷二五四番地
国吉電子株式会社
代表清算人　河野　勝彦

解散公告

当社は、平成二十三年一月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日
東京都江東区冬木一八番三号
株式会社加藤商店
代表清算人　村岡　祐三

解散公告

当社は、平成二十三年九月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日
東京都稲城市大丸一三五七番地
有限会社多摩レーザー加工
清算人　白石　柳芳

解散公告

当社は、平成二十三年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日
東京都品川区東五反田一丁目二番二六―二〇六号
扶桑商事株式会社
代表清算人　山田　松子

解散公告

当社は、平成二十三年七月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日
東京都港区六本木六丁目七番六号六本木アネックスビル
合同会社富士見坂
清算人　堀内　廣宣